

第43号議案

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部改正について  
 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第1条 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（昭和31年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)

(豊川市長等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市長等の給与に関する条例（昭和54年豊川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3（略）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例第5条第2項及び第2条の規定による改正後の豊川市長等の給与に関する条例第4条第2項並びに豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例第5条第3項及び第4項並びに豊川市長等の給与に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

この案を提出するのは、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の適正化を図る必要があるからである。